

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 恵康会

# 社会福祉法人 恵康会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵康会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 個々の非常勤理事の報酬は、別記1 「非常勤理事の報酬」に定めた額とする。個々の評議員の報酬は、別記2 「評議員の報酬」に定めた額とする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1のとおり報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

## (別表1)

区 分	報 酬 (1ヶ月)
理 事 長	500,000円

※但し、理事長の申し出により、当面の間無報酬とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。
- 3 個々の監事の報酬は、別記3「監事の報酬」に定めた額とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、1日分の報酬を支払うことができる。
- 3 個々の苦情対応第三者委員の報酬は、別記4「苦情対応第三者委員の報酬」に定めた額とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年 1月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年 6月 1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から適用する。

(別記)

別記 1	「非常勤理事の報酬」	
	・理事会出席の都度	一人一律 10,000円
別記 2	「評議員の報酬」	
	・評議員会出席の都度	一人一律 10,000円
別記 3	「監事の報酬」	
	・理事会出席の都度	一人一律 10,000円
	・監事監査出席の都度	一人一律 5,000円
別記 4	「苦情対応第三者委員の報酬」	
	・苦情対応第三者委員会出席の都度	一人一律 5,000円
	・特養入所判定会議出席の都度	一人一律 5,000円